

私立大学のガバナンス改革について
—理事長・学長・理事・評議員・監事の選任コード—
(審議のまとめ)

2018年6月

特定非営利活動法人
大学経営協会 ガバナンス委員会

【目 次】

1	はじめに	2
2	理事長の選任について	3
3	学長の選任について	4
4	理事会の構成及び理事の選任について	6
5	評議員会の構成及び評議員の選任について	8
6	監事の選任について	10

【附属資料】

1	私立大学のガバナンスに関する法令・通知	12
2	ガバナンス委員会名簿	17

1. はじめに

- 本委員会は、国立大学のガバナンス改革は公・私立を含む大学界全体に大きな影響力を持つとの認識で、学長選考会議・経営協議会の委員構成については、学内の論理だけに依存せず広く学外の意見を取り入れた仕組みとするため、三分の二以上を学外委員とするなどの提言を取りまとめた。この提言については、本協会の2017年6月の総会・パネルディスカッションで公表するとともに、2017年10月に文部科学省の「大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議」に提出した。
- 高等教育段階で私立大学の在学者が約7割を占める中、我が国の高等教育の充実・発展に大きな役割を果たしてきた私立大学が、今後とも健全で持続的な発展を図るためには、時代の変化に対応した適切なガバナンスが必要である。本委員会は、学校法人の役員、評議員、学長の選任に当たっては、学内関係者だけでなく、広く学外関係者が参画した選任方法が必要との認識の下、理事長・学長・理事・評議員・監事の選任の在り方を中心にこれまで審議するとともに、2017年（平成29年）9月には「大学のガバナンスに関する調査」（以下、「ガバナンス調査」）を実施した。これまでの審議結果を取りまとめ、「私立大学のガバナンス改革について―理事長・学長・理事・評議員・監事の選任コード―（審議のまとめ）」をここに提言する。
- 私立大学は自主性・多様性が尊重されるべきである。一方、私立大学と言えども公教育の一翼を担い、国から経常費補助金の交付を受け、税制上の優遇措置を受けていることから、私立大学の運営、教育研究活動は公共性・公益性の確保が求められる。学生、保護者、教職員はもとより、卒業生、地域、社会などの多様な主体に支えられ、信頼され、支援を受けるためには、ガバナンスの強化が必要である。
- 多様な私立大学が存在する中、本提言は、提言の取組を一律に求める趣旨ではなく、各学校法人・大学の自主的な取組を促進する、いわゆるガバナンス・コードとして活用していただきたい。そして、大学の事情によりこの選任コードとは異なる対応をとる場合は、その理由を説明することが期待される。

2. 理事長の選任について

**「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」機関である理事会が、
「学校法人を代表し、その業務を総理する」理事長を選任することが望ましい。**

○理事長については、「理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる」（私立学校法第35条第2項）と規定されており、具体的な選任方法については、各学校法人に委ねられている。

○理事長の選任方法については、主に次の類型に分けられる。

- ① 評議員会等の選挙・議決・同意に基づいて選任（教職員の選挙の場合を含む）
- ② 評議員会の推薦に基づいて理事会で選任
- ③ 理事会に選考委員会を置いてその推薦に基づき理事会で選任
- ④ 理事会で選任（理事からの推薦を含む）

ガバナンス調査においては、約9割の学校法人が「④理事会で選任（理事からの推薦を含む）」と回答しているが、評議員会で選任、教職員・評議員等による選挙のみで選任している例もある。（注）

○学内教職員の代表者で多く構成されている評議員会が選任する場合、理事長の方針が学内教職員に受け入れやすく、円滑な法人・大学運営が期待されるものの、身を切る大胆な改革が困難（例えば、キャンパス移転、学部・学科の改組、教職員の評価に応じた処遇改善など）。仮に教職員の意に沿わない改革を強行した場合、次の選任・選挙において不利となる。

○「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」機関である理事会（私立学校法第36条第2項）が、「学校法人を代表し、その業務を総理する理事長」（私立学校法第37条第1項）を理事会の権限と責任で選任することが望ましい。理事会の諮問機関としての役割を期待されている評議員会が選任することは、ガバナンス

の在り方として望ましくない。ただし、学外者が多数を占める評議員会の場合、学内の意向だけに依存せず、広く学外の意見を取り入れた選任が可能である。

(注) ガバンス調査においては、実質的に選任する方法・組織を集計。例えば、「教職員の選挙に基づいて理事会で決定」の場合は、①に該当するものとして集計。

3. 学長の選任について

1. 学内の論理だけに依存せず、広く学外の意見を取り入れた学長選任とするために、選考会議の組織の構成員の三分の二以上は学外者が望ましい。
2. 学内教職員のみによる選挙で学長を選任することは、下記の理由により適当でない。
 - ①公共性・公益性の極めて高い学校法人においては、学生、保護者、教職員、卒業生、地域、社会など多様なステークホルダーが存在するが、学内教職員のみでの選挙だけで学長を選任することは、学内の論理だけで選任することになり、社会からの信頼・協力・支援が得られなくなるおそれがある。
 - ②学長の意思決定・方針が学内教職員に受け入れやすく、円滑な大学運営が期待されるという一面はあるものの、身を切る大胆な改革が困難（学部・学科の改組、教育研究の特色化、教職員の評価に応じた処遇改善など）。教職員の意に沿わない改革の実行は次の学長選挙において不利となり、学長のリーダーシップが発揮しにくい。
 - ③学内候補者からの選任になりやすく、広く学内外の人材からの選任にならないおそれがある。

○私立大学の学長の選任については、私立学校法上の規定はなく、各学校法人に委ねられており、多様な選任実態がある。

○学長の選任方法については、主に次の類型に分けられる。

- ① 学内教職員による選挙結果のみに基づき選任
- ② 評議員会が選任
- ③ 理事会・選考委員会等は学内教職員、評議員による選挙と選挙以外の選考（業績・能力・識見・面接等）を組み合わせ選任
- ④ 理事会・選考委員会等は業績・能力・識見・面接等を中心に選任（教職員等の選挙・意向投票なし）

ガバナンス調査においては、約6割の学校法人が「④理事会・選考委員会等は業績・能力・識見・面接等を中心に選任（教職員等の選挙・意向投票なし）」、続いて約2割が「③理事会・選考委員会等は学内教職員、評議員による選挙と選挙以外の選考（業績・能力・識見・面接等）を組み合わせ選任」、「①学内教職員による選挙結果のみに基づき選任」と回答している。約1割の「その他」は、「教授会が候補者を選出し、理事会が承認」、「学長候補者について、教職員、全理事、全評議員等による選挙」などと回答している。

- 特に、上記①の学内教職員のみによる選挙で学長を選任する場合、学長の意思決定・方針が学内教職員に受け入れやすく、円滑な大学運営が期待されるという一面はあるものの、身を切る大胆な改革が困難（学部・学科の改組、教育研究の特色化、教職員の評価に応じた処遇改善など）。教職員の意に沿わない改革の強行は次の学長選挙において不利となり、学長のリーダーシップが発揮しにくい。
- 公共性・公益性の極めて高い学校法人においては、学生、教職員、保護者、卒業生、地域、社会など多様なステークホルダーが存在するが、学内教職員のみ選挙だけで学長を選任することは、学内の論理だけで選任することになり、社会からの信頼・協力・支援が得られなくなるおそれがある。また、学内候補者からの選任になりやすく、広く学内外の人材からの選任にならないおそれがある。
- 大学は教育研究を行う組織であり、組織である以上適切なガバナンスが必要である。ガバナンス側がガバナンスされる側に選挙のみで選任されることは、ガバナンスの在り方として適切ではない。大学全体の経営力の強化、教育研究の充実、社会からの期待に応えていくためには、適切なガバナンスが必要である。

○上記選任類型の②、③及び④の場合においては、学内の論理だけに依存せず、広く学外の意見を取り入れた学長選任とするために、選考会議の組織の構成員の三分の二以上は学外者が望ましい。

○理事会は「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」機関である。したがって理事会が教学の責任者である学長を最終決定することがガバナンスの在り方として適当であるが、理事会の責任と権限で選任することから、選任に当たっての学長像の明示、選任についての説明責任、学長選任後の学長の評価等を行うことが求められる。

4. 理事会の構成及び理事の選任について

1. 理事会は「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」機関である。多様なステークホルダーが存在する中、社会の変化やニーズに対応した大学改革を実行し、公共性・公益性を確保するためには、学外理事は理事総数の過半数が望ましい。
2. 評議員のうちから選任される理事について、評議員会で選任する場合、学内の意向だけに依存せず、広く学外の意見を取り入れた選任とするため、評議員の三分の二以上は学外者が望ましい。
3. 学識経験者等理事については、理事会で選任する。学外理事の具体的な選任に当たっては、各学校法人の規模や課題、中長期計画の重点事項などを踏まえ、例えば、法人経営、財務、国際関係、教育研究に精通した者等の積極的な登用が期待される。また、学外理事に対する学校法人の運営状況などについての十分な情報提供や説明が求められる。
4. 私立大学を取り巻く厳しい状況に適切に対応していくためには、決定権限を有する理事会機能の強化が不可欠である。積極的な改革を進め、スピード感を持って意思決定ができ、改革を実施しやすい体制を整えるため、理事の選任については最終的には理事会の権限と責任で行われるべきである。

○理事の選任については、私立学校法上の規定はなく、各学校法人に委ねられており、理事の選任区分に応じて多様な選任実態がある。

○理事の選任方法については、主に次の類型に分けられる。

- ①評議員会等の選挙・議決・同意に基づいて選任（教職員の選挙の場合を含む）
- ②評議員会の推薦に基づいて理事会で選任
- ③理事会に選考委員会を置いてその推薦に基づき理事会で選任
- ④理事会で選任（理事からの推薦を含む）

ガバナンス調査においては、

- ・評議員理事（私立学校法第38条第1項第2号理事）については、約6割の学校法人が「①評議員会等の選挙・議決・同意に基づいて選任（教職員の選挙の場合を含む）」、約2割が「④理事会で選任（理事からの推薦を含む）」、「②評議員会の推薦に基づいて理事会で選任」と回答している。
- ・学識経験者等理事（私立学校法第38条第1項3号理事）については、約8割が「④理事会で選任（理事からの推薦を含む）」と回答している。

○平成16年の私立学校法改正において、機動的な意思決定ができる体制を整備するとともに、学校法人の運営に関する権限と責任の所在を明確にするため、理事会が位置づけられた。学外理事については、平成16年7月の「私立学校法等の一部を改正する法律等の施行について」（通知）において、「1名に限るのではなく各学校法人の規模や実情等に応じてできる限り積極的な登用が期待されること」とされているが、多様なステークホルダーが存在する中、社会の変化やニーズに対応した大学改革を実行し、公共性・公益性を確保するためには、学外理事は理事総数の過半数が望ましい。

○学識経験者等理事（私立学校法第38条第1項3号）については、理事会で選任する。学外理事の登用に当たっては、各学校法人の規模や課題、中長期計画の重点事項などを踏まえ、例えば、法人経営、財務、国際関係、教育研究に精通した者等の積極的な登用が期待される。

○評議員を代表する理事（私立学校法第38条第1項第2号）を評議員会自ら選任することは、理事会の方針が学内教職員に受け入れやすく、円滑な法人・大学運営が期待される。しかしながら、学内の意向だけに依存せず、広く学外の意見を取り入れた学校法人の運営のためには、評議員会の構成が学内の教職員で多数を占めることは適当ではないことから、評議員の三分の二以上は学外者が望ましい。また、学外理事に対する学校法人の運営状況などについての十分な情報提供や説明が求められる。

○私立大学を取り巻く厳しい状況に適切に対応していくためには、決定権限を有する理事会機能の強化が不可欠である。積極的な改革を進め、スピード感を持って意思決定ができ、改革を実施しやすい体制を整えるためには、理事の選任については、最終的には理事会の権限と責任で行われるべきである。

5. 評議員会の構成及び評議員の選任について

1. 評議員会は、理事会の意思決定に対してチェックを行うとともに、幅広い意見を総合的に学校法人の運営に反映させる諮問機関としての重要な役割を担う機関である。しかしながら、学内教職員の評議員が多数の場合、学校法人の運営に多様な意見を反映した学校法人の公共性・公益性が担保されない懸念がある。このため、評議員の三分の二以上は学外者が望ましい。
2. 評議員会の性格・位置づけを踏まえると、評議員の選任は評議員会自らが選任することが適当である。その際、評議員会の学外評議員の選任は、評議員会の学外評議員が行うことが望ましい。
3. 理事と評議員の兼務については私立学校法上禁止されていないが、評議員会の性格・位置づけを踏まえると、理事と評議員の兼務は望ましくない。

○評議員は、学内教職員評議員（私立学校法第44条第1項第1号）、卒業生評議員（同第44条第1項第2号）及び学識経験者等評議員（同第44条第1項第3号）で構成されているが、学識経験者等評議員が学内教職員から選任され、評議員会の多数を学内教職員が占めていることが多い。また、理事が評議員を兼務していることが多い。

○評議員の選任については、私立学校法上の規定はなく、各学校法人に委ねられており、評議員の選任区分に応じて多様な選任実態がある。

○評議員の選任方法については、主に次の類型に分けられる。

- ① 評議員会等の選挙・議決・同意に基づいて選任（教職員の選挙の場合を含む）
- ② 評議員会の推薦に基づいて理事会で選任
- ③ 理事会に選考委員会を置いてその推薦に基づき理事会で選任
- ④ 理事会で選任（理事からの推薦を含む）

ガバナンス調査においては、

・学内教職員評議員は、約4割の学校法人が「④理事会で選任（理事からの推薦を含む）」、約3割が「①評議員会等の選挙・議決・同意に基づいて選任（教職員の選挙の場合を含む）」、約2割を占める「その他」では、ほとんどが「理事会からの推薦者を評議員会が選任」と回答している。

・卒業生評議員は、約7割が「④理事会で選任（理事からの推薦を含む）」、約1割が「①評議員会等の選挙・議決・同意に基づいて選任（教職員の選挙の場合を含む）」、約1割を占める「その他」では、ほとんどが「同窓会の推薦に基づいて理事会が選任、同窓会が選任」と回答している。

・学識経験者等評議員は、約7割が「④理事会で選任（理事からの推薦を含む）」、約1割が「①評議員会等の選挙・議決・同意に基づいて選任（教職員の選挙の場合を含む）」と回答している。

○評議員会は、理事会の意思決定に対してチェックを行うとともに、幅広い意見を総合的に学校法人の運営に反映させる諮問機関としての重要な役割を担っている。しかしながら、学内教職員の評議員が多数の場合、学校法人の運営に多様な意見を反

映した学校法人の公共性・公益性が担保されない懸念がある。このため、評議員の三分の二以上は学外者が望ましい。

○評議員の選任については、学内教職員評議員の場合は評議員会が選任、学識経験者評議員の場合は理事会が選任するなど様々な実態がある。評議員会の性格・位置づけを踏まえると、評議員の選任は評議員会自らが選任することが適当である。その際、評議員会の学外評議員の選任は、評議員会の学外評議員が行うことが望ましい。

○理事と評議員の兼職については、私立学校法上禁止されていない。理事が評議員として評議員会に出席することが、評議員会の運営を円滑にするというメリットがあるものの、評議員会は、理事会の意思決定に対してチェックを行うとともに、幅広い意見を総合的に学校法人の運営に反映させる諮問機関としての役割を期待されていることから、理事が評議員を兼職することは望ましくない。

6. 監事の選任について

1. 学校法人の業務及び財産の状況を監査する役割を担っている監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任することとされている。
2. 学校法人の公共性及び運営の適正性を確保するため、監事の機能の強化を図ることが必要である。監事監査の対象は、財務面だけに限られるものではなく、教学面（例～学生募集、就職関係、休学退学、授業料減免の状況など）の監査も対象となる。また、理事会・評議員会等の法人の重要な会議のみならず、教学関係の重要な会議（例～学部長等会議、法人・教学連絡調整会議等）に出席するなど教学に関する理解を深めることが望ましい。
3. 監事の実効性を高めるために、監事と理事長等との定期的な懇談や監事と会計監査人との情報共有等に、努めることが望ましい。

- 学校法人の業務及び財産の状況を監査する役割を担っている監事は、評議員会の同意を得て、理事長が2人以上を選任することとされている（私立学校法第38条第4項）。

- 学校法人の公共性及び運営の適正性を確保するため、監事の機能の強化を図ることが必要である。監事監査の対象は、財務面だけに限られるものではなく、教学面（例～学生募集、就職関係、休学退学、授業料減免の状況など）の監査も対象となる。また、理事会・評議員会等の法人の重要な会議のみならず、教学関係の重要な会議（例～学部長等会議、法人・教学連絡調整会議等）に出席するなど教学に関する理解を深めることが望ましい。

- 監事の実効性を高めるためには、非常勤の監事が多い実態の中、非常勤の監事であっても十分な監査ができるよう、監事と理事長等との定期的な懇談や監事と会計監査人との情報共有等に、努めることが望ましい。

附属資料 1.

(参考) 私立大学のガバナンスに関する法令・通知

○私立学校法 (抄)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

(役員)

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(理事会)

第三十六条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。理事(理事長を除く。)が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員(の職務))

第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一 学校法人の業務を監査すること。

二 学校法人の財産の状況を監査すること。

三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき

は、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員を選任)

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）

二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。）

三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。

3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）でない者が含まれるようにしなければならない。

6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。

8 学校教育法第九条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。

(役員の兼職禁止)

第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

(役員の補充)

第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(忠実義務)

第四十条の二 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(評議員会)

第四十一条 学校法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会に、議長を置く。
- 5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
- 7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 二 事業計画
- 三 寄附行為の変更
- 四 合併
- 五 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散
- 六 収益を目的とする事業に関する重要事項
- 七 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

第四十三条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第四十四条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものの中から、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員会に対する決算等の報告)

第四十六条 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

○私立学校法の一部を改正する法律等の施行について（通知）（平成 16 年 7 月 23 日）

第三 留意事項

1. 私立学校法の一部を改正する法律

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

1. 理事制度の改善

ア 理事会については、すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定をできる体制を整備する観点から、学校法人の業務の決定を行う機関として法律上明確に位置付けたものであること。このような理事会に期待される役割にかんがみ、理事会運営の活性化を図る観点から、理事長についてはできる限り常勤化や兼職の制限を行うとともに、非常勤の理事に対しては学校法人の運営の状況について定期的な情報提供を行うことが期待されること。また、理事会の議事についてはいわゆる白紙委任は行うべきでなく、出席できない場合にはできる限り書面による意思表示を行うようにされたいこと。

イ 今回の改正により、原則として理事長のみが代表権を有することとなり、理事長以外の理事については、寄附行為の規定により代表権を付与された場合にのみ代表権を有することとなること。

ウ 外部理事については、学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化に資するよう導入したものであること。このため、1名に限るのではなく、各学校法人の規模や実情等に応じてできる限り積極的な登用が期待されること。また、選任の際だけでなく過去においても当該学校法人の役員又は職員でなかった者や、学校及び学校法人の運営に関し優れた識見を有する者を選任するよう努められたいこと。

エ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定については、各学校法人において寄附行為に適切に定めを設ける必要があること。なお、私立学校法における理事については、特段の定めがない場合には理事長を含むものであることに留意されたいこと。

3. 評議員会制度の改善

ア 今回の改正は、評議員会が、理事会の行う学校法人の業務の決定に際し、当該決定が適切なものであるか判断し的確な意見を述べるとともに、学校法人の公共性を高めるために

必要なチェックができるようにするためのものであること。このため、理事長が毎年度、事業計画及び事業の実績を評議員会に報告し意見を求める際には、評議員が当該学校法人の業務全体の状況について十分に把握できるよう留意されたいこと。

イ 評議員会については、諮問機関としての位置付けを原則としつつ寄附行為の定めにより重要事項の決定について評議員会の議決を要することとできる現行制度について今回変更するものではないこと。ただし、議決を要することとしている場合についても、理事会が業務の決定を行うに当たり、評議員会の意思を確認する方法として同意の議決を必要としているという性質のものであり、学校法人の運営についての最終的な責任は理事会が負うものである点に留意されたいこと。

ウ 学校法人の運営に多様な意見を反映し、学校法人の公共性の高揚を図ることを目的とする評議員会制度の趣旨にかんがみ、評議員会の構成について、当該学校法人の役員及び職員が大多数を占めたり、特定の同族が多く選任されたりすることのないようにされたいこと。

○学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について(通知)(平成 26 年 8 月 29 日)

第三 留意事項

(5) 学長と理事会との関係

私立大学においては、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 36 条により、設置者である学校法人がその運営についての責任を負い、理事会が最終的な意思決定機関として位置付けられていること。

なお、今回の改正は、学校教育法に基づく学長の権限と、私立学校法に基づく理事会の権限との関係に変更を加えるものではないこと。

(7) 私立大学における学長、学部長その他の人事

1) 私立大学における学長、学部長その他の人事については、今回の法改正の対象ではなく、理事会が最終決定を行うという法的な取扱いに変更はないこと。

2) ただし、学長の選考については、私立大学においても、建学の精神を踏まえ、求めるべき学長像を具体化し、候補者のビジョンを確認した上で決定することは重要であり、学校法人自らが学長選考方法を再点検し、学校法人の主体的な判断により見直していくこと。

附属資料 2

大学経営協会 ガバナンス委員会 委員名簿

委員長	北城恪太郎	学校法人国際基督教大学 理事長
副委員長	田中義郎	学校法人桜美林学園 常務理事
副委員長	西田一郎	学校法人ルーテル学院 理事・評議員
委員	大久保和正	武蔵野大学 教授
委員	佐藤真太郎	佐藤真太郎法律事務所 弁護士・米国公認会計士
委員	内藤政武	学校法人学習院 院長
委員	本山和夫	学校法人東京理科大学 理事長
委員	油井貫行	学校法人東洋大学 常務理事
会長	佐藤禎一	元ユネスコ代表部特命全権大使
理事長	宮内義彦	オリックス株式会社 シニア・チェアマン
事務局長	前田克彦	
事務局長代理	前川悠二	